

## 男女平等参画推進センター「女性のための法律相談」(地域連携)事業 【佐倉市】

総事業費	567 千円
交付金額	283 千円

## 地域の実情と課題

本市は、多様な産業がバランス良く営まれている一方、人口は、平成23年をピークに減少傾向にあり、生産年齢人口も減少していることから、市内の事業所において人手不足が生じている。そのため、女性や高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の確保が急務となっており、多様な人材が多様な働き方で活躍できる環境整備を進めている。

## 事業の特徴

男女平等参画推進センターで「女性のための法律相談」を実施することにより、従前から推進センターで実施している「女性のための相談」との密接な連携が可能となる。

また、推進センターでは、日頃から、女性が安らげる空間作りに努めており、落ち着いた雰囲気の中で相談に対応している。

## 事業の効果

「女性のための法律相談」に「女性のための相談」のカウンセラーが同席することにより、法的側面からのアドバイスと心理的側面からのアプローチが可能となり、より利用者に寄り添った対応を行うことが出来た。

さらに、推進センターで相談を実施することにより、推進センターに設置している資料や、センターで実施している講座などに触れていただき、男女平等参画についての意識を高める一助となった。

## 目的・目標

【目的】 コロナなどにより、女性を取り巻く環境が複雑化しているなか、困難・問題を抱えた女性を支援するため、心理面だけではなく、法的なアドバイスが可能となる「女性のための法律相談」を実施する。

【目標】

- ①相談回数 6回
- ②相談利用者数 18人

【実績】

- ①相談回数 6回
- ②相談利用者数 13人

(事業期間 令和4年11月22日～令和5年3月31日)

## 連携団体

- ・子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、DV担当課 等
- ・佐倉市男女平等参画審議会

## 今後の課題

男女平等参画推進センターで相談を実施することは、利用者にも男女平等に関心を持ってもらうためにも大変有効であるが、本市は市域が広く、利便性を高めるためには、他の地域で出張相談を実施することも必要である。

(次年度は、年10回のうち、3回を他の地域で実施する予定である。)

### 男女平等参画推進センター「女性のための法律相談」(地域連携)事業

男女平等参画推進センターミウズにおいて、離婚、DV、ハラスメント、労働環境など、様々な不安・困難を抱え、法的なアドバイスを必要とする女性を対象に、弁護士による「女性のための法律相談」を実施した。  
(事業期間 令和4年11月22日～令和5年3月31日、全6回実施)

\* 男女平等参画推進センターの指定管理者に業務を委託。

- ・女性が抱える問題に詳しい女性弁護士が相談に対応した。
- ・「女性のための法律相談」などの相談窓口を紹介したチラシを同封した生理用品を、必要とするかたに配布した。
- ・市民の利用に支障がない範囲で、他市町村の住民の利用も可とした。
- ・推進センターで実施している「女性のための相談」に対応しているカウンセラーが、「女性のための法律相談」に同席することにより、DV担当課など関係各課とのスムーズな連携を図った。

### 佐倉市男女平等参画推進センターミウズ

平成15年4月、ショッピングセンター内に設置。  
指定管理者により管理・運営されており、講演会・学習会の開催、情報誌の発行、図書の出借、学習室の出借、女性相談、登録団体との協働事業などを行っている。

